

死亡の届出をされたご遺族の方へ

田原本町役場 ☎0744-32-2901(代)

種類		提出書類等		届出期間	届出先・問い合わせ相談窓口	
印鑑登録		死亡届により抹消されます。 登録カードの返還(ハサミを入れて廃棄していただいても結構です。)		速やかに	総合窓口課 2番	戸籍住民・年金相談係 (直通)34-2087
住民票		死亡届により住民票が消除されます。 世帯主変更が必要な場合があります。				
住民基本台帳カード		カードの返納				
通知カード		カードの返納(ハサミを入れて廃棄していただいても結構です。)		相続等、各種手続き終了後、速やかに		
マイナンバーカード (個人番号カード)		カードの返納				
年	国民年金	被保険者	年金手帳の返還、第1号被保険者の資格喪失、死亡一時金などの請求 条件により手続きが異なります。	死亡一時金は2年以内 その他は5年以内	勤務先又は 日本年金機構(桜井年金事務所) ☎ 0744-42-0033	
		受給者	年金証書の返還、未支給年金などの請求 条件により手続きが異なります。			
金	厚生・共済年金	被保険者	条件により手続きが異なります。			
		受給者	年金証書の返還 条件により手続きが異なります。			
農業者年金		JA各支店にお問い合わせください。		各管轄JA支店(川東・多・田原本西)		
福祉医療費助成受給者		医療費受給資格証の返還(後期高齢者医療の方を除く) 印鑑・振込口座のわかる預金通帳		速やかに	保険医療課 3番	福祉・高齢医療係 (直通)34-2095
後期高齢者医療保険者		後期高齢者医療被保険証の返還、葬祭費の請求(印鑑・振込口座のわかる預金通帳) (75歳以上の方、65歳以上で広域連合より障害認定を受けている方)		速やかに 葬祭費の請求は2年以内		
国民健康保険	本人	保険証等の返還		保険証等の返還及び書き換えは速やかに 葬祭費の請求は2年以内	保険医療課 4番	国保医療係 (直通)34-2097
	家族	保険証等の書き換え、葬祭費の請求(印鑑・振込口座のわかる預金通帳)				

裏面に続く ↓

死亡の届出をされたご遺族の方へ(続き)

田原本町役場 ☎0744-32-2901(代)

種類	提出書類等	届出期間	届出先・問い合わせ相談窓口	
身体障害者手帳等 福祉関係受給者	手帳等の返還	速やかに	健康福祉課 5番	発行者に届けてください 障害福祉係 内線130 (直通)34-2090
恩給	恩給証書の返還		総務省・人事恩給局 ☎03-5273-1400	
介護保険	介護保険被保険者証・負担割合証の返還 印鑑・振込口座のわかる預金通帳	速やかに	長寿介護課 8番	発行者に届けてください 介護保険サービス係 内線127 (直通)34-2101
高齢者福祉サービス	緊急通報装置、配食、紙おむつ等の利用者はご連絡ください。	速やかに		発行者に届けてください 高齢福祉係 内線126 (直通)34-2103
農地	農地の相続手続き	相続登記終了後	地域産業推進課 13番	農業委員会事務局 内線264
タワラモトンタクシー	「タワラモトンタクシー」利用登録証(カード)の返還 「タワラモトンタクシー」利用券の返還	速やかに	総合窓口 1番	企画財政課 内線272 (直通)34-2083
不動産	不動産の相続手続き		奈良地方法務局 檀原出張所 ☎0744-22-3045 檀原出張所の管轄外の場合は管轄している法務局にお問い合わせください。	
	登記されていない建物の名義変更手続き(町内に存するもの) ※名義変更手続きが完了するまでの間の相続人代表者を指定する届出書を税務課へご提出いただく必要があります。		税務課 7番	内線145 (直通)34-2113
住民税	給与・年金から住民税が天引きされている場合、相続人代表者を指定する届出書を税務課へご提出いただく必要があります。			内線143・155 (直通)34-2112
軽自動車	名義変更又は廃車手続きをお願いします。			